

しもつけワイズ 問5 公民館まつりはどこで行われるでしょう? ①国分寺公民館 ②右橋公民館 ③南河内公民館 ④南河内東公民館

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から配偶者控除・配偶者特別控除が下表のとおり改正されます。納税者（申告者）本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除を受けられませんのでご注意ください。

				控除額			【参考】控除が可能な 配偶者の年収 (配偶者の収入が給与のみの 場合)
				納税者(申告者)の合計所得金額 ※1			
				900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1000万円 以下	
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	38万円 以下	69歳以下 ※2	38万円	26万円	13万円	103万円以下
			70歳以上 ※3	48万円	32万円	16万円	
	配偶者特別控除	38万円超85万円以下		38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
		85万円超90万円以下		36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
		90万円超95万円以下		31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
		95万円超100万円以下		26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
		100万円超105万円以下		21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
		105万円超110万円以下		16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
		110万円超115万円以下		11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
		115万円超120万円以下		6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
120万円超123万円以下		3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下		
123万円超		0円			2,015,999円超		

※1 ここでは所得として表記しています。納税者（申告者）の収入が給与のみの場合、収入に換算すると、900万円=1,120万円、950万円=1,170万円、1,000万円=1,220万円となります。

※2 昭和24年1月2日以降に生まれた方

※3 昭和24年1月1日以前に生まれた方

納税について

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税は、2月18日(月)から3月15日(金)です。申告書提出後に納付書等の送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。納付は、便利で安全な振替納税をご利用ください。

・振替納税をご利用の方

振替日は4月22日(月)です。2～3日前には口座の残高をご確認ください。新たに振替納税をご利用される方は、3月15日(金)までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

・現金納付または電子納税される方

納付期限は3月15日(金)です。納付書は税務署または所轄の税務署管内の金融機関窓口にあります。

なお、新たに電子納税をご利用される方は事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。